

## 社会福祉法人榛桐会 行動計画《女性活躍推進法》

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間
2. 内容

目 標：管理職(課長職以上)に占める女性職員の割合を25%以上にする

### <対策>

- 令和4年4月～ 導入した人事考課制度により女性を含む職員の成長を促進する
- 令和4年4月～ 育児休業や介護休業などの取得、またその後の復職もしやすい職場環境と雰囲気づくりを継続する
- 令和5年4月～ 管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する